

保安規程変更届出書

電原運第2020-61号

令和2年9月25日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員

清水 希茂

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和2年9月25日

以上

変更内容

- (1) 考査部門組織名称の変更に伴い、関連する記載を別添1の保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表の改定後欄のとおり変更する。

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改定前後表

(下線は改定部分)

改 定 前	改 定 後	備 考
<p data-bbox="360 405 712 459">保 安 規 程</p> <p data-bbox="230 517 846 552">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <p data-bbox="443 1118 629 1149"><u>令和2年4月1日</u></p> <p data-bbox="400 1299 676 1337">中国電力株式会社</p>	<p data-bbox="1272 405 1624 459">保 安 規 程</p> <p data-bbox="1140 517 1756 552">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <p data-bbox="1339 1118 1547 1149"><u>令和2年9月25日</u></p> <p data-bbox="1310 1299 1585 1337">中国電力株式会社</p>	<p data-bbox="1912 1121 2056 1145">改定に伴う変更</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

(下線は改定部分)

改 定 前	改 定 後	備 考
<p>(関係法令等遵守のための体制)</p> <p>第5条 電気事業法およびこれに関する法令ならびに本規程の遵守を確実にするため、電気工作物の工事、維持および運用の実施にあたり、次の各号に定める活動を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法令遵守の実施状況についての保安の組織による自部門の評価結果および<u>考査部門</u>による内部監査結果を踏まえ、法令遵守体制に基づきその体制にかかる継続的改善を行う。</p> <p>(基本的職務)</p> <p>第6条 電気工作物の保安を確保するために、当社の経営者および社員は、電気事業法およびこれに関する法令ならびに本規程を遵守し、それぞれの役割に応じて次の基本的職務を遂行する。また第6章に定める電気工作物の保安管理に係わる者は、それぞれの役割に応じて電気工作物に係わる保安活動の計画、実施、評価および改善を行う。</p> <p>2 社長は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を一体的に確保するため、電源事業本部長および<u>考査部門長</u>に必要な指示を行い、保安業務の適切な実施を確実にする。</p> <p>3 <u>考査部門長</u>は、法令遵守体制および電気工作物の保安管理についての内部監査結果を社長に報告するとともに、是正・改善を必要とする組織に対し、対応すべき措置を講ずるよう通知する。</p> <p>4～9 (略)</p>	<p>(関係法令等遵守のための体制)</p> <p>第5条 電気事業法およびこれに関する法令ならびに本規程の遵守を確実にするため、電気工作物の工事、維持および運用の実施にあたり、次の各号に定める活動を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法令遵守の実施状況についての保安の組織による自部門の評価結果および<u>内部監査部門</u>による内部監査結果を踏まえ、法令遵守体制に基づきその体制にかかる継続的改善を行う。</p> <p>(基本的職務)</p> <p>第6条 電気工作物の保安を確保するために、当社の経営者および社員は、電気事業法およびこれに関する法令ならびに本規程を遵守し、それぞれの役割に応じて次の基本的職務を遂行する。また第6章に定める電気工作物の保安管理に係わる者は、それぞれの役割に応じて電気工作物に係わる保安活動の計画、実施、評価および改善を行う。</p> <p>2 社長は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を一体的に確保するため、電源事業本部長および<u>内部監査部門長</u>に必要な指示を行い、保安業務の適切な実施を確実にする。</p> <p>3 <u>内部監査部門長</u>は、法令遵守体制および電気工作物の保安管理についての内部監査結果を社長に報告するとともに、是正・改善を必要とする組織に対し、対応すべき措置を講ずるよう通知する。</p> <p>4～9 (略)</p>	<p>考査部門組織名称の変更に伴う見直し</p> <p>考査部門組織名称の変更に伴う見直し</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

(下線は改定部分)

改 定 前	改 定 後	備 考
<p>別表第1（第4条）</p> <p style="text-align: center;">保安に関する組織および業務分掌</p> <p>社 長</p> <p>*1)*2) 電源事業本部</p> <p>電源事業本部（原子力管理） ※（次項へ）</p> <p>原子力発電所 （次項に示す。）</p> <p>検査部門</p> <p>業務全般についての評価および指導・助言</p> <p>*1)電源事業本部長は所管する機関についても指揮監督する。 *2)関係法令等遵守のための活動および電気工作物の保安活動の計画・実施・評価・改善を行う。 --- 法令遵守体制および電気工作物の保安管理の内部監査を行う組織</p>	<p>別表第1（第4条）</p> <p style="text-align: center;">保安に関する組織および業務分掌</p> <p>社 長</p> <p>*1)*2) 電源事業本部</p> <p>電源事業本部（原子力管理） ※（次項へ）</p> <p>原子力発電所 （次項に示す。）</p> <p>内部監査部門</p> <p>業務全般についての評価および指導・助言</p> <p>*1)電源事業本部長は所管する機関についても指揮監督する。 *2)関係法令等遵守のための活動および電気工作物の保安活動の計画・実施・評価・改善を行う。 --- 法令遵守体制および電気工作物の保安管理の内部監査を行う組織</p>	<p>検査部門組織名称の変更に伴う見直し</p>

添付書類

添付書類 1 : 変更理由

変更理由

- (1) 考査部門組織名称の変更に伴い、記載内容を見直したため。